

伊 勢 市 公 報

第 253 号
平成 28 年 5 月 20 日
金 曜 日

目 次

	頁
告 示	
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	2
○ 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定について	3
○ 地縁団体の認可について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	7
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	8
公 告	
○ 農用地利用集積計画について	9
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	10
○ まちづくり協議会の公告事項の変更について	11
上下水道事業公告	
○ 公共下水道事業受益者負担金の負担区の決定について	12

伊勢市告示第 68 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、川端町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 倉 井 昭

伊勢市川端町 66 番地

変更後 佐々木 則 行

伊勢市川端町 70 番地

伊勢市告示第 69 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 2 第 1 項及び同法第 115 条の 12 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び同法第 115 条の 20 第 1 号並びに介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 及び同規則第 140 条の 31 の規定により、次のとおり告示します。

平成 28 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称
名 称 株式会社 森伸
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 ケア・パートナー森伸明野
所在地 伊勢市小俣町明野 1324 番地 1
- 3 指定の年月日
平成 28 年 5 月 1 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 70 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づく地縁による団体を次のとおり認可しましたので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 名称

西口町会

2 規約に定める目的

本会は、下記に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧版の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等、施設の維持管理
- (4) その他、目的達成するために必要な事項に関する事。

3 区域

本会の区域は、伊勢市浦口 4 丁目 1 番 1 号から 28 番 22 号まで、二俣 2 丁目全域、常磐町 3 番地 8 から 13 番地 2 までを区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市浦口 4 丁目 3 番 24 号に置く。

5 代表者の氏名及び住所

杉谷 誠

伊勢市浦口 4 丁目 3 番 15 号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 28 年 5 月 2 日

伊勢市告示第 71 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、桜が丘自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 28 年 5 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 津 田 壽 美

伊勢市中村町桜が丘 30 番地 41

変更後 芝 本 行 亮

伊勢市中村町桜が丘 180 番地 1

伊勢市選挙管理委員会告示第6号

平成28年6月1日現在で調製の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条
第1項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成28年5月2日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 西宮 晴一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎1階守衛室)

(参考)

縦覧期間 6月3日(金)から7日(火)までの5日間
(公職選挙法第23条)

伊勢市選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成28年5月2日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

縦覧場所 伊勢市岩渕1丁目7番29号
伊勢市役所東庁舎4階
伊勢市選挙管理委員会室
※休日は、本庁舎1階守衛室

(参考)

縦覧期間 6月3日（金）から同月7日（火）までの5日間
（公職選挙法施行令第23条の11）

伊勢市公告第 46 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 47 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、北浜まちづくり会議から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 6 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 堀 田 治 己

変更後 濱 口 宗 幸

伊勢市公告第 48 号

伊勢市ふるさと未来づくり条例（平成 26 年伊勢市条例第 38 号）第 9 条第 1 項の規定により、豊浜東まちづくり協議会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告します。

平成 28 年 5 月 9 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名

変更前 河 邊 盛 男

変更後 古 野 義 久

伊勢市上下水道事業公告第2号

伊勢市公共下水道事業受益者負担に関する条例(平成17年伊勢市条例第177号)第3条第1項の規定により公共下水道事業受益者負担金の負担区を次のとおり定めたので、同条第2項の規定により公告します。

平成28年5月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 負担区の名称
小俣第5負担区
- 2 負担区の区域
小俣町明野の一部
- 3 負担区の地積
4.49ha

小俣第5負担区

対象範囲



近鉄明野駅

明野公民館

